

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月27日から同年5月1日まで

私は昭和51年5月1日にA社B支店から同社C支店に転勤したが、申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落している。継続勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する従業員名簿、雇用保険の記録及び同僚等の供述から、申立人はA社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる資料等はないが、申立人が昭和51年5月1日にC支店に本社に出社するようとの会社命令を鮮明に記憶していることに加え、B支店の元上司は担当の事務員がよく理解せずに、資格喪失日を同年5月1日とすべきところを間違えて同年4月27日として届出したと思う旨の供述をしていることから、B支店での資格喪失日に係る記録を昭和51年5月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年3月のオンライン記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間の保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
A社において、資格喪失日が昭和 55 年 10 月 31 日と記載されていますが、正確には同年 11 月 1 日付けになっているはずなので、確認していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社（現在は、B社）C営業所に昭和 55 年 10 月 31 日まで勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人は当時の給与明細書等を所持しておらず、同僚等も覚えていない上、B社は、当時の人事関係資料を廃棄済みとしており、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人に係るD厚生年金基金の加入記録は、資格喪失日が昭和 55 年 10 月 31 日と記録され、厚生年金保険の資格喪失日と一致していることが確認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録も、離職日は昭和 55 年 10 月 30 日と記録され、厚生年金保険の資格喪失日（離職日の翌日）と符合していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 3 月から 29 年 9 月まで
② 昭和 31 年 2 月から 50 年 12 月まで

私は、申立期間①については、A社の工場長の紹介で中学卒業後に同社に入社した。同社に2年くらい通勤した記憶があり、同社が閉鎖するまで勤務していた。申立期間②については、B事業所の工場長の紹介でC県の会社を退職した後に同事業所に入所した。自営業を始めたいと思い同事業所を退職したが、同事業所には20年くらい在籍したと思う。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事情が聴取できたA社の複数の元従業員は、いずれも、申立人の名前を記憶しておらず、申立人の同社における勤務実態を確認できない。

また、A社（昭和28年4月*日にD社に名称変更）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和28年1月14日から同年12月1日までであることが確認でき、申立期間①のうち、当該期間以外に適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、申立人及び元従業員が記憶する同僚のうち、A社に係る厚生年金保険の加入記録が無い同僚が複数確認でき、同社では、申立期間当時、勤務している全ての従業員を厚生年金保険に加入させていた状況はうかがえない。

加えて、商業登記簿謄本によると、A社はE社の商号で現存しているが、E社は、当時の資料は無い旨の回答をしており、申立人の申立期間①にお

ける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は無く、健保番号は順番に払い出されており欠番は無い。

申立期間②については、事情が聴取できたB事業所の複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がB事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所は、昭和36年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間②のうち、同日前の期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、F商工会議所発行の昭和51年の商工名鑑によると、36年にG事業所が事業を始めていること及び事業主が申立人であることが記載されており、申立人が自営業を始めたいと思い同事業所を退職したと供述していることから、申立期間②のうち、36年以降にB事業所で勤務していた状況はうかがえない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和37年6月*日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、B事業所は、昭和59年12月*日に解散（解散時の商号はH社）しており、事情が聴取できた元役員は、当時の資料は無い旨の供述をしていることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票を確認したところ、申立人の氏名は無く、健保番号は順番に払い出されており欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 1 日から 45 年 10 月 1 日まで
申立期間において、脱退手当金が支給された記録になっているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されており、同原票の裏面には「脱」の表示とともに、脱退手当金の支給対象期間、月数及び支給金額が記載されており、記載内容はオンライン記録と一致する。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金の支給日が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年11月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日まで
私は、A社に平成 19 年 5 月末日まで勤務し保険料控除もされているのに、国の記録では同年 5 月 30 日が資格喪失日とされているので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳から、申立人は、平成 19 年 5 月分の厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

しかしながら、A社から提出のあった申立人の退職願には、平成 19 年 5 月 29 日をもって退職する旨の記載がされている上、同社から提出のあった出勤簿には同年 5 月 30 日以降に勤務している記載がないことから、申立人が、申立期間に勤務していたことが確認できない。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録も、離職日は平成 19 年 5 月 29 日と記録されており、厚生年金保険の資格喪失日（離職日の翌日）と一致していることが確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条第 1 項において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条第 2 号においては「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の主張する平成 19 年 5 月は、厚生年金保険法における被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 21 日から同年 11 月 5 日まで

私は、昭和 38 年 11 月 10 日から 47 年 10 月 21 日に退職するまで、A 事業所に勤めていたのに、年金記録によると、途中で退職した覚えもないのに、昭和 45 年 4 月 21 日から同年 11 月 5 日まで厚生年金保険に未加入となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、A 事業所に勤務していたことは、雇用保険の加入記録により推認できる。

しかし、申立期間当時に A 事業所において厚生年金保険被保険者であった 12 人の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、申立人のほか 3 人の従業員についても申立人と同じ期間に被保険者期間の欠落がみられ、事業主は、一部の従業員について一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、複数の同僚の供述から、A 事業所には、2 か所の事業場があり、申立人及び申立人と同じ期間に被保険者期間の欠落がみられる者は、同じ事業場に勤務していた状況がうかがえる。

さらに、A 事業所は既に廃業しており、当時の事業主も亡くなっていることから、人事記録や賃金台帳などの資料が得られず、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。